

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人熊本大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の令和7年度における締結実績等の概要を公表する。

1. 取組

環境配慮契約法、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、環境配慮契約を推進した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている契約における令和7年度の締結状況は、以下のとおりである。

- ① 電気の供給を受ける契約・・・・・・・・令和7年度の締結実績はない。
- ② 自動車の購入等に係る契約・・・・・・・・令和7年度の締結実績はない。
- ③ 船舶の調達に係る契約・・・・・・・・令和7年度の締結実績はない。
- ④ 建築物の設計に係る契約・・・・・・・・令和7年度の締結実績はない。
- ⑤ 建築物の維持管理に関する契約・・・・・・令和7年度の締結実績はない。
- ⑥ 建築物の改修に関する契約
 - ・ESCO事業に係る契約・・・・・・・・令和7年度の実績はない。
 - ・その他の省エネ改修事業に係る契約

建築物改修に係る設計契約9件について、環境配慮契約を実施した。

- ⑦ 産業廃棄物の処理に係る契約・・・・・・・・令和7年度の締結実績はない。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

学内の関係部署と連携し、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図っている。